

2018年2月5日 改定
大学ヨット部主将各位
関東学生ヨット連盟 委員長 持田春樹

定期戦開催の際の学連備品貸し出しについて

関東学生ヨット連盟加盟のヨット部は、大学が主催する定期戦の開催に際して、学連から運営備品を借りることができる。その際のルールを以下に示す。

1. レンタル料：15,000/日

定期戦の主催大学は、関東学生ヨット連盟に対し、レンタル料としてレース運営1日あたり15,000円を払わなければならない。

このレンタル料はレース運営により劣化する備品の修理、新規購入積立金、および消耗品の補充に充てられる。

備品の貸し出しは1日に1団体までとする。同日に2つ以上の団体が備品を要請している場合、備品の折半は行わず該当団体間で日程の調節をする等の協議をすること。

2. レンタルの申し込み

定期戦の主催大学は、レンタルの1か月前までに関東学生ヨット連盟委員長宛にメールにて申請する。その際に関東学生ヨット連盟HPより「備品貸出票」と「貸し出しに関する誓約書」をダウンロードして、必要事項を記入の上、PDF ファイルにして添付すること。

3. 備品の受け取り場所：日本大学ヨット部合宿所

原則、レンタルの際の備品の受け渡し場所は日本大学ヨット部合宿所とする。貸し出しには備品を申請した大学の学連が必ず立ち会うこと。

4. 貸出備品の返却：日本大学ヨット部合宿所

備品は貸し出し時と同様日本大学ヨット部合宿所にて行う。該当校は学連も含め、貸し出し時と同じ人が立ち会うこと。返却は備品を確認する作業があるため、日没までに返却すること。それができない場合は、明日での返却でもよい。

アンカー、アンカーロープ、マークは必ず塩出しを行い、水を切ってから返却すること。旗は必ず洗い乾かしてから返却すること。(但し、他の備品返却から1週間以内)

5. 備品の破損、紛失

定期戦の主催大学は、備品の破損、紛失に気づいた時点で、すみやかに関東学生ヨット連盟に申し出なければならない。

また、当該定期戦の主催大学が備品を破損（経年劣化は除く）、紛失したことが明らか場合は、備品の修理、購入にかかった費用を負担しなければならない。

6. その他

※マークは性質上、傷みやすいため、絶対に引きずることのないようにすること。

※マークの蓋はなくなり易いので管理を徹底し、絶対に紛失しないようにすること。

7. 申し込み先・お問い合わせ

関東学生ヨット連盟 委員長 持田春樹

Mail : sailing0105@yahoo.co.jp

TEL : 080-3676-2145